

大阪市選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による令和8年6月1日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月5日

大阪市選挙管理委員会

委員長 床田正勝

- 1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数 45,235

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 382,714

6分の1の数 376,952

- 2 大阪市議会議員の各選挙区における選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）

の総数の3分の1の数

北 区 39,487

天王寺区 21,876

城 東 区 47,001

都島区	29,735	浪速区	19,997	鶴見区	30,407
福島区	22,955	西淀川区	26,760	阿倍野区	30,245
此花区	17,501	淀川区	52,013	住之江区	32,211
中央区	31,439	東淀川区	48,224	住吉区	42,294
西区	30,223	東成区	23,258	東住吉区	36,906
港区	22,078	生野区	28,318	平野区	51,323
大正区	17,247	旭区	25,660	西成区	26,752

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(令和8年6月5日揭示済)